# 協力金要件確認フローチャート

飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー」若しくは「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

要請日（令和4年3月4日）以前から営業していましたか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

要請期間中、酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までの間に短縮又は休業しましたか？

- はい ↓
- いいえ ↓

対象施設について、要請日（令和4年3月4日）以前から、20時～翌朝5時の時間帯に営業していましたか？

- いいえ → 要請期間中、**認証を取得した上で**、営業時間を5時から21時（酒類提供は11時から20時30分）までの間に短縮しましたか？
- はい ↓

要請期間中、**認証を取得した上で**、営業時間を5時から21時（酒類提供は11時から20時30分）までの間に短縮しましたか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

対象施設について、要請日（令和4年3月4日）以前から、21時～翌朝5時の時間帯に営業していましたか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

時短営業の協力開始日から令和4年3月21日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の営業時間短縮要請に協力しましたか？

- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

**まん延防止等重点措置協力金（延長分）**
**（令和4年3月7日～3月21日実施分）の申請ができます。**